



長野県報

3月31日(月)
平成26年
(2014年)
第2560号

目 次

規 則

長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則（医療推進課）	1
長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則等の一部を改正する規則（障害者支援課）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部改正（障害者支援課）	6
長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課）	9
長野県工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則（人材育成課）	16
県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則（住宅課）	18
長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課）	18
職員の配偶者同行休業に関する規則（人事委員会事務局）	19

告 示

長野県個人情報保護条例に基づく口頭により請求することができる記録情報の一部改正（情報公開・私学課）	20
県・市町村職員派遣研修規程の一部改正（市町村課）	20
長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の一部改正（こども・家庭課）	20
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定（廃棄物対策課）	21
農畜産業振興事業補助金交付要綱の一部改正（園芸畜産課）	21
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	21
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	22
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	22
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	22
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	23
都市計画事業の事業計画の変更認可（3件）（都市計画課）	23
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	24
長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程の一部改正（高校教育課）	24

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出（2件）（経営支援課）	24
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）	24
地方自治法に基づく監査結果に関する報告（監査委員事務局）	25

訓 令

長野県職員服務規程の一部改正（人事課）	125
職務に専念する義務の特例に関する訓令の一部改正（人事課）	126
長野県立学校職員服務規程の一部改正（高校教育課・特別支援教育課）	129

長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第12号

長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則

(長野県看護専門学校管理規則の一部改正)

第1条 長野県看護専門学校管理規則（昭和39年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条の2」を「第19条」に、「第19条」を「第20条」に改める。

第1条の2中「及び学科」を削り、「及び看護学科」を「とし、学科は、長野県須坂看護専門学校にあつては看護学科（3年課程）、長野県木曾看護専門学校にあつては看護学科（2年課程）」に改める。

第2条の表の長野県須坂看護専門学校の項中

修業年限2年	20人	40人	を
--------	-----	-----	---

修業年限4年	40人	160人	に改める。
--------	-----	------	-------

第2条の2中「2年の」を「4年である学生に係る」に改め、「及び長野県木曾看護専門学校」を削り、「4年」を「8年」に、「3年の」を「3年である学生に係る」に、「6年」を「6年、長野県木曾看護専門学校にあつては4年」に改める。

第4条第1項第4号を次のように改める。

(4) 季節休業 学年を通じて長野県須坂看護専門学校にあつては95日（修業年限が3年である学生に係る場合にあつては、70日）以内、長野県木曾看護専門学校にあつては60日以内で学校の長（以下「校長」という。）が定める日

第5条第1項中「2年の」を「4年である学生に係る」に改め、「及び長野県木曾看護専門学校」を削り、同条第2項中「3年の」を「3年である学生に係る」に改め、同条第4項中「又は別表第2」を「から別表第3まで」に改め、同項第1号中「学校又は同条第2号」を「大学、同条第2号に規定する学校又は同条第3号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 長野県木曾看護専門学校における科目並びに各科目別の単位数及び時間数は、別表第3のとおりとする。

第5条の2第3項中「前条第4項各号」を「前条第5項各号」に改める。

第6条中「（様式第1号）」を削り、同条第2号中「最終学校」を「最終卒業学校等」に改める。

第8条第2項中「（様式第2号）」を削る。

第10条第3項中「2年（）」を「長野県須坂看護専門学校（修業年限が4年である学生に係るものに限る。）にあつては4年、」に、「3年の」を「3年である学生に係る」に、「3年」を「3年、長野県木曾看護専門学校にあつては2年」に改める。

第12条の見出しを「（退学及び転学）」に改め、同条中「退学」を「退学し、又は転学」に改める。

第20条を削り、第19条を第20条とし、第7章中第18条の2を第19条とする。

別表第1を次のように改める。

（別表第1）（第5条関係）

授業科目	単位数 (時間数)
基礎分野	哲学 1 (15) 論理学 1 (30) 社会学 1 (30) 社会学演習 1 (15) 情報統計学 1 (30) 看護物理学 1 (15) 心理学 I 1 (30) 心理学 II 1 (30) 生物学 1 (15) 教育学 1 (30) 人間関係論 I 1 (30) 人間関係論 II 1 (30) 国語表現 1 (30) 英語 I 1 (30) 英語 II 1 (30) 体育 1 (30) 音楽表現 1 (30)
専門基礎分野	形態機能学 I 1 (30) 形態機能学 II 1 (30) 形態機能学 III 1 (30) 生化学 1 (15) 病理学 1 (15) 臨床検査 1 (15) 微生物学 1 (30) 疾病と治療論 I 1 (30) 疾病と治療論 II 1 (30) 疾病と治療論 III 1 (30) 疾病と治療論 IV 1 (30) 疾病と治療論 V 1 (20) 薬理学 1 (30) 治療論 1 (20) リハビリテーション学 1 (15) 看護栄養学 1 (30) 保健医療論 1 (15) 社会福祉論 2 (30) 公衆衛生 2 (30) 関係法規 1 (15)
専門分野I	看護学概論 1 (30) 基礎看護技術 I 1 (30) 基礎看護技術 II 1 (30) 基礎看護技術 III 1 (30) 生活の援助技術 I 1 (20) 生活の援助技術 II 2 (45) 生活の援助技術 III 2 (45) フィジカルアセスメント 1 (30) 臨床看護総論 I 1 (30) 臨床看護総論 II 1 (30) 看護過程 I 1 (30) 看護過程 II 1 (15) 看護研究の基礎 1 (15) 事例演習 1 (30) 事例研究 1 (30) 基礎看護方法 I 1 (30) 基礎看護方法 II 1 (30) 基礎看護学実習 I 1 (45) 基礎看護学実習 II 2 (90)
専門分	成人看護学概論 1 (30) 成人援助論 I 1 (30) 成人援助論 II 1 (30)

		(別表第3)(第5条関係)		
		授業科目	単位数 (時間数)	
野Ⅱ	成人援助論Ⅲ	1 (30)	基礎分野	哲学 1 (15) 論理学 1 (30) 社会学 1 (15) 情報統計学 1 (30) 看護物理学 1 (15) 心理学 2 (45) 人間関係論 1 (30) 英語 1 (30) 体育 1 (30)
	成人援助論Ⅳ	1 (30)		
	成人看護方法Ⅰ	1 (20)		
	成人看護方法Ⅱ	1 (15)		
	成人看護方法Ⅲ	1 (15)		
	老年看護学概論	1 (30)		
	老年援助論Ⅰ	1 (30)		
	老年援助論Ⅱ	1 (30)		
	老年援助論Ⅲ	1 (15)		
	老年看護方法Ⅰ	1 (15)		
母性看護	老年看護方法Ⅱ	1 (15)	専門基礎分野	形態機能学Ⅰ 1 (15) 形態機能学Ⅱ 1 (30) 生化学 1 (15) 病理学 1 (15) 疾病と治療論Ⅰ 1 (30) 疾病と治療論Ⅱ 1 (30) 疾病と治療論Ⅲ 1 (30) 疾病と治療論Ⅳ 1 (30) 疾病と治療論Ⅴ 1 (30) 治療論 1 (30) 看護栄養学 1 (30) 保健医療論Ⅰ 1 (15) 保健医療論Ⅱ 1 (15) 社会福祉論 1 (30) 関係法規 1 (15)
	小児看護学概論	1 (30)		
	小児援助論Ⅰ	1 (30)		
	小児援助論Ⅱ	1 (30)		
	小児援助論Ⅲ	1 (15)		
	小児看護方法Ⅰ	1 (15)		
	小児看護方法Ⅱ	1 (15)		
	母性看護学概論	1 (30)		
	母性援助論Ⅰ	1 (30)		
	母性援助論Ⅱ	1 (30)		
精神看護	母性援助論Ⅲ	1 (15)	専門分野I	形態機能学Ⅰ 1 (15) 形態機能学Ⅱ 1 (30) 生化学 1 (15) 病理学 1 (15) 疾病と治療論Ⅰ 1 (30) 疾病と治療論Ⅱ 1 (30) 疾病と治療論Ⅲ 1 (30) 疾病と治療論Ⅳ 1 (30) 疾病と治療論Ⅴ 1 (30) 治療論 1 (30) 看護栄養学 1 (30) 保健医療論Ⅰ 1 (15) 保健医療論Ⅱ 1 (15) 社会福祉論 1 (30) 関係法規 1 (15)
	精神看護学概論	1 (30)		
	精神援助論Ⅰ	1 (30)		
	精神援助論Ⅱ	1 (30)		
	精神援助論Ⅲ	1 (15)		
	精神看護方法	1 (30)		
	成人看護学実習Ⅰ	2 (90)		看護学概論 1 (30) 基礎看護技術Ⅰ 1 (30) 基礎看護技術Ⅱ 1 (30) 生活の援助技術Ⅰ 1 (30) 生活の援助技術Ⅱ 1 (30) 臨床看護総論Ⅰ 1 (30) 臨床看護総論Ⅱ 1 (30) 看護過程 1 (30) 看護研究の基礎 1 (15) 基礎看護学実習 2 (90)
	成人看護学実習Ⅱ	2 (90)		
	成人看護学実習Ⅲ	2 (90)		
	老年看護学実習Ⅰ	2 (90)		
統合分野	老年看護学実習Ⅱ	2 (90)		
	小児看護学実習Ⅰ	1 (45)		
	小児看護学実習Ⅱ	2 (90)		
	母性看護学実習	2 (90)		
	精神看護学実習	2 (90)		
	在宅看護概論	1 (30)	専門分野II	成人看護学概論 1 (30) 成人援助論Ⅰ 1 (30) 成人援助論Ⅱ 1 (30) 成人援助論Ⅲ 1 (30) 老年看護学概論 1 (30) 老年援助論Ⅰ 1 (30) 老年援助論Ⅱ 1 (30) 小児看護学概論 1 (30) 小児援助論Ⅰ 1 (30) 小児援助論Ⅱ 1 (30) 母性看護学概論 1 (30) 母性援助論Ⅰ 1 (30) 母性援助論Ⅱ 1 (30) 精神看護学概論 1 (30) 精神援助論Ⅰ 1 (30) 精神援助論Ⅱ 1 (30) 成人看護学実習 2 (90) 老年看護学実習 2 (90) 小児看護学実習 2 (90) 母性看護学実習 2 (90) 精神看護学実習 2 (90)
	在宅援助論Ⅰ	1 (15)		
	在宅援助論Ⅱ	1 (30)		
	在宅援助論Ⅲ	1 (15)		
	在宅看護方法	1 (30)		
統合分野	家族看護論	1 (15)		
	総合看護Ⅰ	1 (15)		
	総合看護Ⅱ	1 (15)		
	総合看護Ⅲ	1 (20)		
	総合看護Ⅳ	1 (15)		
	総合看護Ⅴ	2 (45)		
	総合看護VI	2 (45)		
	総合看護方法	1 (30)		
	在宅看護実習	2 (90)		
	統合実習	2 (90)		
合計		127 (3,580)	統合分野	在宅看護概論 1 (30) 在宅援助論Ⅰ 1 (30) 在宅援助論Ⅱ 1 (30) 総合看護Ⅰ 1 (15) 総合看護Ⅱ 1 (15) 総合看護Ⅲ 1 (15) 総合看護Ⅳ 1 (15) 在宅看護実習 2 (90) 統合実習 2 (90)
			合計	73 (2,205)

別表第2の次に次の別表を加える。

様式を削る。

第2条 長野県看護専門学校管理規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県須坂看護専門学校管理規則

第1条中「長野県看護専門学校条例」を「長野県須坂看護専門学校条例」に、「長野県看護専門学校（）」を「長野県須坂看護専門学校（）」に改める。

第1条の2を次のように改める。

(課程及び学科)

第1条の2 課程及び学科は、医療専門課程及び看護学科（3年課程）とする。

第2条の表を次のように改める。

区分	入学定員	総定員
修業年限4年	40人	160人
修業年限3年	40人	120人

第2条の2中「長野県須坂看護専門学校（）、「に係るものに限る。」及び「、長野県木曾看護専門学校にあつては4年」を削る。

第4条第1項第4号中「長野県須坂看護専門学校にあつては」及び「、長野県木曾看護専門学校にあつては60日以内」を削る。

第5条第1項及び第2項中「長野県須坂看護専門学校」を「学校」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から別表第3まで」を「又は別表第2」に改め、同項を同条第4項とする。

第5条の2第3項中「前条第5項各号」を「前条第4項各号」に改める。

第10条第3項中「長野県須坂看護専門学校（）、「に係るものに限る。」及び「、長野県木曾看護専門学校にあつては2年」を削る。

別表第3を削る。

(長野県須坂看護専門学校管理規則の一部改正)

第3条 長野県須坂看護専門学校管理規則の一部を次のように改正する。

第2条中「、次の表のとおり」を「160人」とし、そのうち入学定員は40人」に改め、同条の表を削る。

第2条の2中「修業年限が4年である学生にあつては」及び「、修業年限が3年である学生にあつては6年」を削る。

第4条第1項第4号中「(修業年限が3年である学生に係る場合にあつては、70日)」を削る。

第5条第1項中「学校（修業年限が4年である学生に係るものに限る。）における」を削り、「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「別表第1又は別表第2」を「別表」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条の2第3項中「前条第4項各号」を「前条第3項各号」に改める。

第10条第3項中「修業年限が4年である学生にあつては」及び「、修業年限が3年である学生にあつては3年」を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条

及び附則第4項の規定は平成27年4月1日から、第3条及び附則第5項の規定は平成28年4月1日から施行する。

(平成26年度における定員等の特例)

2 第1条の規定による改正後の長野県看護専門学校管理規則（次項において「新規則」という。）第2条の規定にかかわらず、平成26年度における長野県須坂看護専門学校（修業年限が3年である学生に係るものに限る。）及び長野県木曾看護専門学校の同条に規定する定員は、次の表のとおりとする。

区分	入学定員	総定員
長野県須坂看護専門学校（修業年限が3年である学生に係るものに限る。）	0人	80人
長野県木曾看護専門学校	0人	30人

3 長野県木曾看護専門学校の校長は、新規則第12条の2各号に規定する者のほか、平成27年3月31日までに卒業の見込みがない学生を除籍することができる。

(平成27年度における定員の特例)

4 第2条の規定による改正後の長野県須坂看護専門学校管理規則第2条の規定にかかわらず、平成27年度における長野県須坂看護専門学校（修業年限が3年である学生に係るものに限る。）の同条に規定する定員は、40人とし、そのうち入学定員は、0人とする。

(経過措置)

5 平成28年3月31日に長野県須坂看護専門学校に在学する者のうち修業年限が3年であるものが同日後も引き続き長野県須坂看護専門学校に在学する場合におけるその者に係る在学年限、履修すべき科目並びに各科目別の単位数及び時間数並びに休学期間については、第3条の規定による改正後の長野県須坂看護専門学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医療推進課

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第13号

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則等の一部を改正する規則

(長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部改正)

第1条 長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則（昭和49年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第17条の表の情報設備利用料の項中「48円」を「49円」に改める。

(計量法に基づく事務に係る手数料徴収規則の一部改正)

第2条 計量法に基づく事務に係る手数料徴収規則（平成12年長野県規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表の(1) 法第16条第1項第2号のイの規定による検定の項中

「

940円

」を「

950円

」に、

11,900円
14,800円
19,700円
22,200円
39,400円

を
「

12,000円
14,900円
19,800円
22,400円
39,800円

」に、
「

610円
990円
2,350円

」を
「

620円
1,000円
2,400円

」」

に改め、同表の(2) 法第19条第1項の規定による定期検査の項中

「

11,200円
15,700円
19,900円
22,500円
31,000円
53,400円

」」を
「

11,300円
15,800円
20,000円
22,600円
31,200円
53,900円

」」に改め、同表の(3) 法第

102条第1項の規定による基準器検査の項中 「

3,500円

」を
「

3,550円

」に、「

11,100円

」を「

11,200円

」」

に、「

8,100円

」を「

8,200円

」に、
「

670円

」を「

680円

」に、
「

680円

」を「

690円

」に改め、同表の(4) 法第

116条第1項の規定による計量証明検査の項中 「

23,300円

」を「

23,600円

」に改める。
「

38,300円

」を「

38,800円

」に改める。

(技術専門校管理規則の一部改正)
第3条 技術専門校管理規則(昭和44年長野県規則第48号)の一部
を次のように改正する。
第12条第2項中「278円」を「286円」に改める。
(信州登山案内人条例施行規則の一部改正)
第4条 信州登山案内人条例施行規則(平成24年長野県規則第18号)
の一部を次のように改正する。
様式第1号の備考の1中「4,700円」を「4,800円」に改める。

(長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部改正)

第5条 長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則(昭和48年長野県規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表の自給飼料作物化学試験の項中 「

3,800円

」を
「

4,400円
4,400円

」」

「

3,900円
4,500円
4,500円

」に、「

6,800円
4,100円
4,200円
4,100円

」に改め、同表の寒天の製造に関する理化学試

験の項中 「

400円
650円
400円

」を「

410円
660円
410円

」に、

「

3,600円

」を「

3,700円

」に、「400円以上3,600円」
を「410円以上3,700円」に、「

7,900円

」を

「

8,100円

」に、「7,900円」を「8,100円」に、
「

9,500円

」を「

9,700円

」に、「9,500円」を

「9,700円」に改め、同表の木材理化学試験の項中
「

4,400円
3,500円
9,500円
9,000円

」を「

4,500円
3,600円
9,700円
9,200円

」に、

「

4,000円
30,900円
3,900円

」を「

4,100円
31,700円
4,000円

」に、
「

5,800円

」を「

5,900円

」に、

「

4,400円

」を「

4,500円

」に改める。

(長野県収入証紙規則の一部改正)
第6条 長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部
を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の3.15」を「100分の3.24」に改める。
(長野県営運動場の利用料金に関する規則の一部改正)

第7条 長野県営運動場の利用料金に関する規則（昭和46年長野県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の2中	「	<table border="1"> <tr><td>9,700</td></tr> <tr><td>4,800</td></tr> </table>	9,700	4,800	を	<table border="1"> <tr><td>9,900</td></tr> <tr><td>4,900</td></tr> </table>	9,900	4,900	に改める。
9,700									
4,800									
9,900									
4,900									

(長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部改正)

第8条 長野県白馬ジャンプ競技場管理規則（平成4年長野県規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	<table border="1"> <tr><td>40,000</td></tr> <tr><td>71,000</td></tr> <tr><td>101,000</td></tr> </table>	40,000	71,000	101,000	を	<table border="1"> <tr><td>41,000</td></tr> <tr><td>73,000</td></tr> <tr><td>103,000</td></tr> </table>	41,000	73,000	103,000	に、「152,000
40,000											
71,000											
101,000											
41,000											
73,000											
103,000											

円」を「156,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

障害者支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「共同生活介護（第30条－第33条）」を「削除」に、
「第13章 共同生活援助（第53条・第54条）」を
「第13章 共同生活援助

第1節 指定共同生活援助（第53条－第54条の4）

第2節 外部サービス利用型指定共同生活援助（第54条の5－第54条の11）

に、

「第15章 指定共同生活介護及び指定共同生活援助の事業を一
体的に行う事業所に関する特例（第57条・第58条）」
を「第15章 削除」に改める。

第13条第1項第2号のア中「平均障害程度区分」を「平均障害
支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改め
る。

第20条第1項中「第60条第1項第1号」を「第60条第1号」に、
「同項」を「同条」に改め、同項第1号中「、指定共同生活介護
事業所（条例第82条第1項に規定する指定共同生活介護事業所を
いう。以下同じ。）」を削り、同号のア中「、指定共同生活介護
(条例第81条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。)」
を削り、同条第2項中「第60条第1項第2号」を「第60条第2号」
に、「同項」を「同条」に改め、同項第2号中「指定共同生活介
護事業者（条例第82条第1項に規定する指定共同生活介護事業者
をいう。以下同じ。）」を削り、「指定共同生活介護事業者等」
を「指定生活訓練事業者等」に改め、同号のア中「指定共同生
活介護、」を削り、「指定共同生活介護等」を「指定生活訓練等」
に、「指定共同生活介護事業所等」を「指定生活訓練事業所等」
に、「指定共同生活介護事業者等」を「指定生活訓練事業者等」
に改め、「指定共同生活介護事業所、」を削り、同条第3項中「第
60条第1項第3号」を「第60条第3号」に、「同項」を「同条」
に改め、同項第2号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定生
活訓練事業者等」に改め、同号のア中「指定共同生活介護等」
を「指定生活訓練等」に、「指定共同生活介護事業等」を「指定生
活訓練事業等」に、「指定共同生活介護事業所等」を「指定共同生
活訓練事業所等」に改める。

第23条中「指定共同生活介護事業所又は」及び「(法第34条第
1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。)」を削る。

第28条第1項中「及び指定共同生活援助事業者」を削る。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第30条から第33条まで 削除

第43条を次のように改める。

(条例第104条の2の規則で定める支給決定障害者)

第43条 条例第104条の2の規則で定める支給決定障害者は、省
令第170条の2第2項に規定する支給決定障害者とする。

第47条を次のように改める。

(条例第110条第1項において準用する条例第104条の2の規則
で定める支給決定障害者)

第47条 条例第110条第1項において準用する条例第104条の2の規則
で定める支給決定障害者は、省令第184条において読み替
えて準用する省令第170条の2第2項に規定する支給決定障害
者とする。

第13章中第53条の前に次の節名を付する。

第1節 指定共同生活援助

第53条第1項第1号中「10」を「6」に改め、同項中第2号を
第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方
法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の
基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下
「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該
当する利用者の数を9で除して得た数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用
者の数を6で除して得た数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用
者の数を4で除して得た数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用
者の数を2.5で除して得た数

第54条を次のように改める。

(設備)

第54条 条例第120条の3第1項の規則で定める住居は、次に掲げる基準を満たす省令第210条第2項に規定するサテライト型住居とする。

- (1) 入居定員が1人であること。
 - (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けていること。
 - (3) 居室の面積が、収納設備等に係る部分の面積を除き、7.43平方メートル以上であること。
- 2 条例第120条の3第2項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
- (1) 病院
 - (2) 利用者を通所させて日中サービスを提供する施設
- 3 条例第120条の3第5項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項の規則で定める人数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める人数とする。
- (1) 共同生活住居以外の建物を共同生活住居とする場合 20人（知事が特に必要があると認めるときは、30人）
 - (2) 共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるととき30人（ただし、当該改築前の入居定員を上限とする。）
- 4 条例第120条の3第8項の規定により定めるユニットに関する基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。
 - (2) 一の居室の面積は、収納設備等に係る部分の面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第13章中第54条の次に次の3条及び1節を加える。

（条例第121条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払）

第54条の2 条例第121条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

（支払の受領等）

第54条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

- (1) 食材料費
- (2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（法定代理受領が行われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から当該特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）
- (3) 光熱水費
- (4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 条例第121条第1項において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

（条例第121条第1項において準用する条例第104条の2の規則で定める支給決定障害者）

第54条の4 条例第121条第1項において準用する条例第104条の2の規則で定める支給決定障害者は、省令第213条において読み替えて準用する省令第170条の2第2項に規定する支給決定障害者とする。

第2節 外部サービス利用型指定共同生活援助

（基本方針）

第54条の5 外部サービス利用型指定共同生活援助（条例第121条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画（同条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下この節において同じ。）に基づき、受託居宅介護サービス事業者（指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護（条例第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）を行う事業者をいう。以下この節において同じ。）により、受託居宅介護サービス（当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下この節において同じ。）を適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者）

第54条の6 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下この節において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う指定共同生活援助事業所に基本サービス（指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画の作成、相談その他の日常生活上の援助をいう。）を提供する従業者として置かなければならない従業者は、次の各号に掲げる従業者とし、その員数は、当該指定共同生活援助事業所ごとに、当該各号に掲げる従業者の区分に応じ当該各号に定める員数とする。

- (1) 世話人 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定共同生活援助事

業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(重要事項の説明等)

第54条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者から外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みがあったときは、その申込みを行った者（以下この条において「利用申込者」という。）の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

(1) 第54条の9に規定する運営規程の概要

(2) 従業者の勤務体制

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容

(4) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下この節において「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称

(5) 条例第120条の14第1項の医療機関及び同条第2項の歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項

(受託居宅介護サービスの提供)

第54条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、その日時及び具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第54条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 条例第120条の10第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる事項

(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(3) 受託居宅介護サービス事業者の名称並びに受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地

(4) その他運営に関する重要な事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第54条の10 受託居宅介護サービスの提供に関する業務の委託に関する契約は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の開始前に、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

3 第1項の契約には、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者の業務について必要な管理及び指揮命令を行う旨の規定を定めなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介

護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(適用関係)

第54条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業に対する条例第120条の8、第120条の11及び第121条の規定の適用については、条例第120条の8第3項及び第120条の11第3項中「当該指定共同生活援助事業所」とあるのは「当該指定共同生活援助事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第54条の7第4号に規定する受託居宅介護サービス事業所」と、条例第121条第1項及び第2項中「共同生活援助計画」とあるのは「次条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画」とする。

2 条例第119条、第120条、第120条の10、第120条の11（第3項ただし書及び第4項に限る。）及び第121条第1項（第8条第1項の規定を準用する部分に限る。）並びにこの規則第53条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業には適用しない。

第15章を次のように改める。

第15章 削除

第57条及び第58条 削除

附則第3項中「指定共同生活介護及び」を削り、「第84条第7項（条例第121条第1項において準用する場合を含む。）」を「第120条の3第7項」に、「第31条第2項（第54条において準用する場合を含む。）」を「第54条第4項」に改める。

附則第4項及び第5項中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第2条第4号」を「第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に、「第90条第3項」を「第120条の8第3項」に改める。

附則第6項中「第30条第1項第2号」を「第53条第1項第2号」に改める。

附則第8項を削る。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号のア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「第39条第1項第3号」を「第39条第1項第3号のイ」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第21条第3項中「第51条第5項及び第6項」を「第51条第6項」に、「並びに第83条」を「及び第83条」に、「第6条第1項第2号のイ及びエ」を「第6条第1項第2号のエ」に、「並びに第19条」を「及び第19条」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号のイの(7)のa中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第19号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「の規定」の次に「(省令第54条の8に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者が行う場合にあっては、従業者、利用定員、契約支給量の報告等及びサービス管理責任者の責務に係る基準に関する部分を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新外部サービス利用型指定共同生活援助(この規則の施行の際に指定共同生活援助(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(平成26年長野県条例第12号。次項において「改正指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。)による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第60号。次項において「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。)第119条に規定する指定共同生活援助をいう。)の事業を行う者が引き続き外部サービス利

用型指定共同生活援助(第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第54条の5に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。)の事業を行おうとする場合における当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業をいう。次項において同じ。)の事業に対する新規則第54条の6の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。

3 前項の規定によるほか、新外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、この規則の施行後最初の指定(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定による指定をいう。)の更新の日(その日の前日までの間に受託居宅介護サービス(新規則第54条の5に規定する受託居宅介護をいう。次項において同じ。)を提供する場合にあっては、当該提供をする日)までの間は、改正指定障害福祉サービス事業等基準条例による改正後の指定障害福祉サービス事業等基準条例第13章(第120条の3を除く。)及び新規則第13章(第54条を除く。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 附則第2項に規定する者に係る新規則第54条の10の規定の適用については、同条第1項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の開始前」とあるのは、「受託居宅介護サービスを提供する前」とする。

障害者支援課

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第15号

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則(昭和58年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表の繊維の項中	「	2,200	」	を	「	2,300	」	に、	「	2,100	」	を	「	2,100	」	に、
		5,400				5,500				3,900				4,000		
		1,200	」	を	「	1,200	」	に、	「	4,400	」	を	「	4,500	」	に、
		4,200				4,300				6,500				6,600		
										1,400				1,400		
										7,500				7,600		
		2,400	」	に、	「	エ ドライクリーニング試験			」	“			1,700	」		
						オ 汗試験				“			1,800	」		
						カ 摩擦試験				“			1,300	」		
						キ ホットプレッシング試験				“			1,500	」		
		エ 汗試験			”			1,800	」	に改め、同表の木工の項中	「		3,400	」		
		オ 摩擦試験			”			1,300					5,600	」		
		3,500	」	に改め、同表の機械金属の項中	「	2,300	」	を	「	2,400	」	に、	「	3,900	」	
		5,700				4,200				4,300				5,100		
														6,700		

「	4,000 5,200 6,800	」に、「	2,300 3,400	」を「	2,300 3,500	」に、	
「	(5) ひずみ試験 (6) 热衝撃試験 (7) 構造解析	''		4,600 5,300	」を		
「	(5) ひずみ試験 (6) 構造解析	''		4,700	」に、「	8,200 6,800	」を「
「	(ウ) データ変換 イ 紙積層モデル評価装置によるもの ウ 樹脂積層モデル評価装置によるもの エ 切削加工モデル評価装置によるもの (8) 疲労試験 ア 試験周波数が100ヘルツを超えるもの イ 試験周波数が100ヘルツ以下のもの (9) 弹性率測定試験 (10) 製品分解性試験	1件(紙積層 1センチメートルまでごとに1件とする。) 1時間 '' 1件(100万回までごとに1件とする。) 1時間 1件	6,100 4,900 5,100 3,100 8,700 3,600 3,300	」	8,300 6,900	」に、	
「	(ウ) データ変換 イ 紙積層モデル評価装置によるもの ウ アクリル系樹脂積層モデル評価装置によるもの エ ABS系樹脂積層モデル評価装置によるもの オ 切削加工モデル評価装置によるもの カ レーザー加工モデル評価装置によるもの (7) 疲労試験 ア 引張圧縮曲げ疲労試験機によるもの (7) 試験周波数が100ヘルツを超えるもの (4) 試験周波数が100ヘルツ以下のもの イ 回転曲げ疲労試験機によるもの (8) 弹性率測定試験 ア 試験温度常温のもの イ 高温炉を用いるもの (9) 製品分解性試験	'' 1件(紙積層 1センチメートルまでごとに1件とする。) 1時間 1件(樹脂使用量10立方センチメートルまでごとに1件とする。) 1時間 '' 1件(100万回までごとに1件とする。) 1時間 '' 1件	6,200 5,100 3,900 2,000 3,100 2,100 8,700 3,700 3,200 3,300 7,100	」	」に、		
「	(11) 接合試験	」を「	(10) 接合試験	」に、			
「	イ 線接合によるもの (12) ねじり試験	'' ''	3,600 2,900	」を			
「	イ 線接合によるもの (11) ねじり試験	'' ''	3,700 3,000	」に、「	4,700 6,400	」を「	4,800 6,500

「 2,900 を 3,000 に、 5,400 「 5,500 を 2,200 を 」	7,500 」 7,500 」 118,000 を 122,000 に、 4,200 を 」	116,000 」 120,000 」 114,000 」 117,000 」
「 7,100 「 7,600 「 15,000 「 16,000	14,000 」 15,000 」 10,000 」 11,000	28,000 」 30,000 」 10,000 」 11,000
「 5,400 「 5,700 「 8,200 「 8,800	2,200 に、 10,000 」 11,000 」 16,000 に、	4,300 」 21,000 」 11,000 」 16,000 」 11,000
「 3,600 「 3,800 「 10,000 「 11,000	7,100 」 7,600 」 46,000 」 49,000	14,000 」 15,000 」 87,000 」 94,000
「 16,000 「 17,000 「 4,300 「 4,600	16,000 」 17,000 」 4,300 」 4,600 」	
「 (1) 表面硬化熱処理 1 時間 4,400		
「 (2) 真空熱処理炉によるもの " 6,900		
「 (3) 表面被膜試験 1 件 62,000		
「 (4) 放電プラズマ焼結炉によるもの 1 時間 18,000		
「 (5) 超臨界脱脂装置によるもの " 7,200		を
4 鑄物砂試験 1 件 1,400		
「 (1) 粒度分布 " 800		
「 (2) 水分 "		

「 (1) 真空熱処理炉によるもの 1 時間 7,100	」 19,000 「 5 寸法・形状精密測定試験 」
「 (2) 放電プラズマ焼結炉によるもの " 7,300	
「 (3) 超臨界脱脂装置によるもの " 6,600	
「 (4) 低温溶射装置によるもの "	

を | 4 寸法・形状精密測定試験 | に、 | 3,100 | 「 | 3,200 | に、 |

「 | ア 表面粗さ測定機によるもの | " | 1,400 | 「 | 1,600 | を |」 |

「 | イ 非接触三次元表面測定装置による | " | 4,000 | 「 | を |」 |

「 | ア 線粗さ | " | 1,400 | 「 | 4,100 | に、 |

「 | イ 面粗さ | " | 2,000 | 「 | を |」 |

「 | イ 万能円筒形状測定機によるもの | " | 2,000 | 「 | 1,000 | に、 |

「 | (7) 形状測定 | " | 900 | 「 |

「 | (4) 形状解析 | " | 1,000 | 「 |

「 | (6) 円筒解析 | " |

「 | 2,000 | 「 | 2,100 | に、 |

「 | 2,400 | 「 | 2,400 | に、 | 3,600 | 「 | を |」 |

「 | ウ 非接触三次元形状測定機によるもの | 1 件 | 3,600 | 「 | を |」 |

「 | (I) 自由曲面 | 1 件 | 4,100 | 「 |

「 | (オ) 形状照合 | " | 1,500 | 「 |

「 | ウ 非接触三次元形状測定機によるもの | " | 3,600 | 「 |

4,100 | を | 4,100 | に、 | 5,000 | を | 5,100 | に、 | 2,200 | を |
2,600 | | 2,700 | | 8,100 | | 8,300 | | 3,300 | |

2,200 | に、「 | 6 表面処理測定試験 | を「 | 5 表面処理測定試験 | に、

2,800 | を | 2,900 | に、「 7 非破壊試験 | を
1,700 | | 1,700 | |

「	5,900	」に、	「	4,900	
	22,000	を		23,000	
	6,500			6,600	
	14,000			15,000	

(5) エックス線画像処理試験	1 件	2,600	
(6) マイクロフォーカスエックス線透過試験	1 測定箇所	3,900	を
ア 透過撮影によるもの			

(5) マイクロフォーカスエックス線透過試験				に、「 8 振動・周波数測定試験
ア 透過撮影によるもの	1 測定箇所	7,700		
(?) 加熱する場合	"	4,000		
(I) 加熱しない場合				

を「 | 7 振動・周波数測定試験 | 」に、 「 | 14,000 | を | 14,000 | に、 「 | 2,800 | 」 | 2,900 | 」 |

ア	顕微型レーザー振動計によるもの	〃	4,700	
イ	高速動作解析装置によるもの	〃	3,900	を
ウ	顕微型熱画像装置によるもの	〃	3,400	し

ア	顕微型レーザー振動計によるもの	〃	4,800	
イ	高速動作解析装置によるもの	〃	4,000	
ウ	顕微型熱画像装置によるもの	〃	3,500	
(8)	瞬間動作測定	〃	2,900	に、

「 9 電気特性試験 」 を 「 8 電気特性試験 」 に、

工 高周波特性試験 | " | 1,800 | 工

エ 高周波特性試験						
(7) インピーダンスアナライザによるもの	"	2,400	に、	「	9,700	を
(4) ネットワークアナライザによるもの	"	15,000	」	25,000	」	9,900

「5,100〔〕」を「5,200〔〕」に、

5,000	30,000
-------	--------

「5,100〔〕」を「30,000〔〕」に、「4,600円」を「4,900円」に、

「1件」「5,700〔〕」を「1件」「6,800〔〕」に、

ク 充放電試験	〃	7,500
ケ その他の試験	〃	1,800円以上 12,000円以下 の範囲内で知 事が定める額

を

ク 充放電試験	〃	7,700
ケ 有効電力測定試験	〃	5,700
コ コンプレッサー稼働状況試験	1件 (1測定 箇所8時間ま でごとに1件 とする。)	4,100
(7) 気体流量測定	〃	2,700
(8) 電源品質測定	〃	4,700
(9) 電力分析	1件	1,800円以上 12,000円以下 の範囲内で知 事が定める額
サ その他の試験		」

に、

10 環境試験	1件 (10時間 までごとに1 件とする。)	4,300
(1) 低温試験	〃	3,200
(2) 高温試験	〃	4,300
(3) 恒温恒湿試験	〃	9,000
(4) 低温低湿試験	〃	4,400
(5) 温湿度サイクル試験	〃	5,200
(6) 高速温湿度サイクル試験	〃	3,700
(7) 高度加速寿命試験	〃	8,000
(8) 冷熱衝撃試験	1件 (1時間 までごとに1 件とする。)	7,100
(9) 振動試験		」
ア 恒温槽を用いるもの		

9 環境試験	1件 (10時間 までごとに1 件とする。)	4,500
(1) 低温試験	〃	3,400
(2) 高温試験	〃	4,500
(3) 恒温恒湿試験	〃	9,500
(4) 低温低湿試験	〃	5,000
(5) 温湿度サイクル試験	〃	5,500
(6) 高速温湿度サイクル試験	〃	3,800
(7) 高度加速寿命試験	〃	8,200
(8) 冷熱衝撃試験	1件 (1時間 までごとに1 件とする。)	6,300
(9) H A L T 試験		」
(10) 振動試験	〃	7,100
ア 恒温槽を用いるもの		

「(10) 衝撃試験」を「(11) 衝撃試験」に、

(11) 浸せき試験	1件	1,100
(12) 塩水噴霧試験	1件 (24時間 までごとに1 件とする。)	2,800
(13) キャス試験	〃	2,500

を

(12) 浸せき試験	1 件	1,100		
(13) 塩水噴霧試験	1 件 (24時間までごとに1件とする。)	2,800	に、「(14)」を「(15)」に、「(15)」を「(16)」に、	
(14) キャス試験	〃	2,600	」	
(16) オゾン劣化試験	〃	3,000		
(17) 結露サイクル試験	1 件 (5時間までごとに1件とする。)	4,600		
(18) 複合サイクル試験	1 件 (8時間までごとに1件とする。)	6,200	を	
(17) オゾン劣化試験	1 件 (10時間までごとに1件とする。)	6,700		
(18) 結露サイクル試験	1 件 (5時間までごとに1件とする。)	4,900	に、「11 工作機械精度測定試験」	
(19) 複合サイクル試験	1 件 (8時間までごとに1件とする。)	6,400	」	
を「10 工作機械精度測定試験」に、「12 試験機・計測器精度測定試験」を	2,000	2,100		
「11 試験機・計測器精度測定試験」に、「6,400」を「6,500」に、「5,500」を	6,400	6,500		
	5,900	6,000		
	2,700	2,800		
5,600	3,300	2,200	」に、「13 電磁波雑音測定試験」を「12 電磁波雑音測定試験」に、	
「8,900」を「9,000」に、「7,300」を「7,400」に、「24,000」を「25,000」に、				
「5,800」を「6,000」に、「14 切削試験」を				
「13 切削試験」に改め、同表の食品の項中「4,600」を「4,700」に、				
7,000	4,200	7,100	4,300	に、「6,600円」を「6,800円」に、「8,700円」を「8,900円」に、「9,000円」を
9,100	7,600	38,000	39,000	に、「7,700」を「19,000」を「17,000」に改め、同表の
化学等の項中	(イ) 線分析	1 件 (同一分析部5元素までごとに1件とする。)	8,300	
	(ウ) 面分析	〃	10,000	を
(イ) 線分析	1 件 (同一分析部5元素までごとに1件とする。)	8,400		
(ウ) 面分析	〃	10,000	に、「20,000」を「30,000」に、「20,000」に、「31,000」に、	
a 熱電子銃を用いるもの				
b F E電子銃を用いるもの				
(a) 倍率5,000倍未満				
(b) 倍率5,000倍以上				
「24,000」を「25,000」に、「24,000円」を「25,000円」に、				

エ 热分析装置によるもの オ 萤光エックス线分析装置によるもの カ 核磁気共鳴装置によるもの	1 件 " " 1件(1试料 2时间までご とに1件とす る。)	6,000 10,000 25,000	を
」			

エ 热分析装置によるもの (7) 比热测定 (4) (7)以外の测定 オ 萤光エックス线分析装置によるもの	1 件 " " "	13,000 6,100 11,000	に、「キ 走査型オージェ電子分光装置」を「カ 走査
」			

型オージェ電子分光装置」に、「ク 走査型原子間力顕微鏡」を「キ 走査型原子間力顕微鏡」に、「ケ プラズマ発光分析装置」を「ク プラズマ発光分析装置」に、「コ プラズマ質量分析装置」を「ケ プラズマ質量分析装置」に、「サ 極表面複合分析装置」を「コ 極表面複合分析装置」に、「シ エックス線分析顕微鏡」を「サ エックス線分析顕微鏡」に、「ス 液体クロマトグラフ質量分析装置」を「シ 液体クロマトグラフ質量分析装置」に、「セ 高速液体クロマトグラフ」を「ス 高速液体クロマトグラフ」に、「ソ イオンクロマトグラフ」を「セ イオンクロマトグラフ」に、「タ 热定数測定装置」を「ソ 热定数測定装置」に、「チ レーザーラマン分光光度計」を「タ レーザーラマン分光光度計」に、

(7) ラマンスペクトル測定 (4) マッピング測定	" "	15,000 30,000	を
-------------------------------	-----	------------------	---

チ グロー放電発光分析装置によるもの ツ 热画像撮影装置によるもの	" "	16,000 31,000 10,000 2,500	に、「ツ アからチ」を「テ アからツ」に、
」			

「 34,000 | 」を「 | 35,000 | 」に、「 | 6,800 | 」を「 | 6,900 | 」に、「1,700円」を「1,800円」に、「3,500円以下」を「3,600円以下」に、「3,500円以上5,300円」を「4,300円以上4,800円」に、

(4) 生分解性試験	1 件(1試料 24時間までご とに1件とす る。)	9,900	
(5) その他の試験	1 件	1,100円以下 の範囲内で知 事が定める額	を

(4) 生分解性試験	1 件(1試料 24時間までご とに1件とす る。)	10,000	
(5) 衝撃試験	1 件	600	に、「 1,800 」を「 2,400 」
(6) その他の試験	" "	1,100円以下 の範囲内で知 事が定める額	」に、「 1,800 」を「 2,500 」に、

「 12,000 | 」を「 | 12,000 | 」に、「 | 2,900 | 」を「 | 3,000 | 」に、

ア 窒素ガスによる場合 イ ア以外のガスによる場合 (13) 細孔径分布	" "	7,400 9,400 10,000	を
」			

ア 窒素ガスによる場合 イ ア以外のガスによる場合 (13) 細孔径分布 ア 窒素ガスによる場合 イ ア以外のガスによる場合 (14) ガス化学吸着量	" "	7,600 9,600 10,000 16,000 20,000	に、「(14)」を「(15)」に、
」			

ア 測定対象が液体であるもの イ 測定対象が固体であるもの	" "	7,300 8,100	を
」			

「ア 測定対象が液体であるもの イ 測定対象が固体であるもの (16) 燃焼排ガス成分	〃	7,500 8,300 1,300	」に、「 2,300 」を「 2,400 」に、
「ア トレッドミルを使用する場合 イ トレッドミルを使用しない場合 (6) 筋電図測定	〃	3,400 3,100 1,900	」を
「ア トレッドミルを使用する場合 イ トレッドミルを使用しない場合 (6) 筋電図測定 ア ワイヤレス筋電計によるもの イ ア以外の筋電計によるもの	〃	3,500 3,200 2,300 1,900	」に、「 2,100 」を「 2,200 」に、 「 2,700 」に、「 2,800 」に、
「(12) 眼球運動測定	〃	2,500	」を
「(12) 眼球運動測定 (13) 指接触力測定	〃	1,900 1,300	」に改め、同表の備考の1中「機械金属の項の1の(8)のイ」

を「機械金属の項の1の(7)のアの(イ)及びイ」に、「1,800円」を「同(イ)にあっては1,900円、同イにあっては1,000円」に改め、同備考の3中「7,100円」を「7,600円」に、「5,400円」を「5,800円」に改め、同備考の4中「6,400円」を「6,900円」に、「4,300円」を「4,600円」に、「10,000円」を「11,000円」に、「7,100円」を「7,600円」に改め、同備考の14を同備考の16とし、同備考の13を同備考の15とし、同備考の12中「6,300円」を「6,400円」に改め、同12を同備考の14とし、同備考の11中「キ及びサ」を「カ及びコ」に、「5,200円、同アの(ウ)」を「5,300円、同アの(ウ)のa及びbの(a)」に、「7,200円、同キの(7)のa」を「7,400円、同bの(b)にあっては11,000円、同カの(7)のa」に、「同キの(イ)のa」を「同カの(イ)のa」に、「同キの(ウ)のa」を「同カの(ウ)のa」に、「同キの(イ)のa」を「同カの(イ)のa」に、「同サの(7)のa」を「同コの(7)のa」に、「同サの(ウ)のa」を「同コの(ウ)のa」に、「同サの(イ)のa」を「同コの(イ)のa」に改め、同11を同備考の13とし、同備考の10を同備考の12とし、同備考の9中「機械金属の項の11の(1)」を「機械金属の項の10の(1)」に改め、同9を同備考の11とし、同備考の8中「機械金属の項の10の(8)、(12)から(14)まで及び(16)」を「機械金属の項の9の(8)、(13)から(15)まで及び(17)」に、「5,500円、同(12)」を「5,600円、同(13)」に、「同(13)」を「同(14)」に、「同(14)」を「同(15)」に、「同(16)」を「同(17)」に、「1,200円」を「5,500円」に改め、同8を同備考の10とし、同10の前に次のように加える。

9 機械金属の項の8の(2)のコの試験における同一条件で測定可能な1件を超える手数料の額は、その超える1件について、同コの(7)にあっては1,900円、同コの(イ)にあっては900円、同コの(ウ)にあっては2,500円とする。

別表の備考の7中「機械金属の項の8の(5)」を「機械金属の項の7の(5)」に、「2,800円」を「2,900円」に改め、同7を同備考の8とし、同備考の6中「機械金属の項の5の(6)のエ」を「機械金属の項の4の(6)のエ」に改め、同6を同備考の7とし、同備考の5中「機械金属の項の5の(6)のアの(7)及びイ((ウ)を除く。)」を「機械金属の項の4の(6)のアの(7)並びにイの(7)及び(イ)」に改め、同5を同備考の6とし、同備考の4の次に次のように加える。

5 機械金属の項の4の(5)のイの(7)の試験における測定機の調整を行わずに測定可能な1件を超える手数料の額は、その超える1件について、300円とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

ものづくり振興課

長野県工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第16号

長野県工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県工科短期大学校管理規則(平成6年長野県規則第49号)の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第28条」に、「第30条」を「第29条」に改める。

第21条第3項中「278円」を「286円」に改める。

第28条を削り、第29条を第28条とし、第5章中第30条を第29条とする。

別表の1の一般教育の項を次のように改める。

一般教育	社会学 知的所有権 解析学概論 英語I 英語II 体育I 体育II	1 1 2 2 2 2 2
------	---	---------------------------------

別表の1の基礎講義の項中

「機械力学Ⅰ
機械力学Ⅱ
熱力学
基礎製図」
を
「基礎製図」
に改め、同1の専攻講義の項中「4」を「8」に改め、同1の基礎実技の項を次のように改める。

基礎実技	機械工学基礎実験	1
	機械工学実験Ⅰ	2
	機械工学実験Ⅱ	2
	電気工学基礎実験	2
	情報処理実習	4
	安全衛生作業法	2

別表の1の専攻実技の項中

「機械加工実習Ⅰ
機械加工実習Ⅱ
機械加工実習Ⅲ
数値制御加工実習Ⅰ」
を
「機械加工実習Ⅰ
機械加工実習Ⅱ
数値制御加工実習Ⅰ」
に、
「制御工学実習Ⅰ
制御工学実習Ⅱ
制御工学実習」
を
「制御工学実習Ⅰ
制御工学実習Ⅱ
制御工学実習Ⅲ」
に、

「8」を「10」に、「27」を
「28」に改め、同表の2の一般教育の項中

「英語
体育」
を
「英語Ⅰ
英語Ⅱ
体育Ⅰ
体育Ⅱ」
を

に改め、同2の基礎講義の項中

「金属材料学」
を
「機械材料」
に改め、同2の専攻講義の項中「機械工作法」
を
「機械工学
機械工作法」
に、
「情報処理
システム設計
機構学」
を

「コンピュータ制御
システム設計」
を
基礎実技の項中「基礎工学実験
機械工学実験」
を
「機械工学基礎実験Ⅰ
機械工学基礎実験Ⅱ」
に改め、同2の専攻実技の項中「メカトロニクス実習Ⅱ」
を
「メカトロニクス実習Ⅱ」
に、
「制御工学実習
シーケンス制御実習
電子工学実験
コンピュータ制御実習
マイコン制御」
を

「油空圧制御実習
シーケンス制御実習
電子工学実験
コンピュータ制御実習Ⅰ
コンピュータ制御実習Ⅱ」
に改め、同表の3の一般教育の項を次のように改める。

一般教育	社会学	1
	知的所有権	1
	解析学概論	2
	英語Ⅰ	2
	英語Ⅱ	2
	体育Ⅰ	2
	体育Ⅱ	2

別表の3の専攻講義の項中

「デジタル電子回路」
を
「ディジタル電子回路」
に、「6」を
「2」に改め、同3の専攻実技の項中
「デジタル電子回路実験
通信工学実習」
を
「デジタル電子回路実験Ⅰ
デジタル電子回路実験Ⅱ
通信工学実習」
に改め、同表の4

を次のように改める。

4 情報技術科

科	目	単位数
一般教育	社会学	1
	知的所有権	1
	解析学概論	2
	英語 I	2
	英語 II	2
	体育 I	2
	体育 II	2
基礎講義	情報数学 I	2
	情報数学 II	2
	計算機工学 I	2
	計算機工学 II	2
	ソフトウェア工学 I	2
	ソフトウェア工学 II	2
	ソフトウェア工学 III	2
	電子工学概論	2
	生産工学	2
	安全衛生工学 I	1
	安全衛生工学 II	2
専攻講義	データ通信工学 I	2
	データ通信工学 II	2
	データ通信工学 III	2
	データ通信工学 IV	2
	オペレーティングシステム I	2
	オペレーティングシステム II	2
	オペレーティングシステム III	2
	オペレーティングシステム IV	2
	データ工学 I	4
	データ工学 II	4
	図形処理 I	2
	図形処理 II	2
	情報理論	2
	ゼミナール I	2
	ゼミナール II	2
	ゼミナール III	2
	ゼミナール IV	2
基礎実技	数値計算演習 I	2
	数値計算演習 II	2
	ソフトウェア工学基本実習 I	4
	ソフトウェア工学基本実習 II	4
	計算機工学実習 I	2
	計算機工学実習 II	4
	安全衛生作業法	1
専攻実技	ソフトウェア工学実習 I	4
	ソフトウェア工学実習 II	4
	ソフトウェア工学実習 III	4
	情報工学実習 I	2
	情報工学実習 II	2
	情報工学実習 III	2
	データ通信実習 I	2
	データ通信実習 II	2
	図形処理実習 I	4
	図形処理実習 II	4
	図形処理実習 III	2
	組込みシステム実習 I	4
	組込みシステム実習 II	4
	ハードウェア工学実習	4
	卒業研究	20
	特別実習	2

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に長野県工科短期大学校の第2学年に在

学する者の履修すべき科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県工科短期大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

人材育成課

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第17号

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第1条の4第1項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第16条第1項第1号中「法第23条第1号」を「条例第4条第1項第2号」に改める。

別表第1の1中「馬見塚団地」を「馬見塚団地 経塚団地」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の4第1項第8号及び第16条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

住宅課

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則（昭和52年長野県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを削る。

第6条中「10分の1」を「4分の1」に、「5月から翌年2月までの各月」を「それぞれ6月、8月、10月及び12月」に、「条例第3条の規定により授業料の減免を受けた者に係る場合は、別に」を「、これにより難い場合その他校長が必要と認める場合にあつては、校長が」に改め、同条を第3条とする。

第7条第1項中「次の」を「高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有しない者について、次の」に、「教育長」を「長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改め、同項第5号中「母子家庭」の次に「又は父子家庭」を加え、同条を第4条とし、第8条を第5条とする。

第9条第1項中「第7条第1項第6号」を「第4条第1項第6号」に改め、同条を第6条とし、第10条から第13条までを3条ずつ繰り上げる。

様式第1号から様式第3号までの規定中「(第8条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

様式第4号及び様式第5号中「(第9条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

様式第6号中「(第10条関係)」を「(第7条関係)」に、「第10条の」を「第7条の」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高校教育課

職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布します。

平成26年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第3号

職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年長野県条例第3号。以下「条例」という。）第4条第3号及び第6条第2号の規定により、職員の条例第1条に規定する配偶者同行休業（第3条において「配偶者同行休業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の事由)

第2条 条例第4条第3号の人事委員会が定める事由は、事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うものとする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第3条 条例第6条第2号の人事委員会が定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）第7条第1項の表の第3号の(2)の事由による休暇を取得することとなったこと。

(2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(職員の任用に関する規則の一部改正)

2 職員の任用に関する規則（昭和34年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第24条中「一に」を「いずれかに」に改め、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年長野県条例第3号）第8条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職

第26条第2項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「第24条第10号」を「第24条第11号」に改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

3 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「自己啓発等休業職員」という。)の次に「、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年長野県条例第3号）第1条に規定する配偶者同行休業をしている職員（以下「配偶者同行休業職員」という。）」を加え、「第6条の2、第7条及び第10条において」を「以下」に改める。

第5条第2項第2号中「育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員」を「配偶者同行休業職員、育児休業職員」に改める。

第6条の2第1号、第7条第1項第1号及び第10条第2項第2号中「自己啓発等休業職員」の次に「、配偶者同行休業職員」を加える。

(長野県人事委員会事務処理規則の一部改正)

4 長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)のイ中「、第8号又は第9号」を「又は第8号から第10号まで」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

5 職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「自己啓発等休業」の次に「、配偶者同行休業」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、同条第2項中「自己啓発等休業」の次に「、配偶者同行休業」を加える。

第39条の3第2項及び第41条の3第1項第3号中「自己啓発等休業」の次に「、配偶者同行休業」を加える。

(長野県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

6 長野県職員の退職手当に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の4第1号中「事由又は」を「事由、」に、「」により」を「」又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年長野県条例第3号）第1条に規定する配偶者同行休業により」に改める。

人事委員会事務局